

平成 18 年 3 月 20 日

各 位

会社名	株式会社学習研究社
代表者名	代表取締役社長 遠藤洋一郎
コード番号	9470・東証第 1 部
問い合わせ先	取締役経理部担当 中森 知
T E L	03-3726-8111

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、今般、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針をとりまとめ、平成 18 年 3 月 20 日に開催された当社取締役会において、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

1. 大規模買付ルール之目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が可能である以上、株主の皆様が特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を選択されるか否かは、最終的には各株主様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、創業以来「教育」を基軸とする雑誌・書籍を原点にエンターテインメントや趣味・教養分野など、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業を中心に、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化などに取り組んでまいりました結果、当社の経営に関しましては、多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大規模買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得るための大規模買付行為、大規模買付者の買付価格が低すぎる大規模買付行為、または大規模買

付後の経営の提案が不適切である大規模買付行為、企業価値を損なう提案であるにもかかわらず株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまうような大規模買付行為その他企業価値が損なわれ、株主の皆様が損害を与えるような大規模買付行為に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集を大規模買付者に対し行ったうえで、上記のようなノウハウ、経験、ステークホルダーとの関係などを前提とした判断・意見を株主の皆様へ提供し、また、当該大規模買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、株主の皆様が損害を与える場合等、一定の場合には企業価値を守る措置をとることが当社の取締役としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者が大規模買付行為を行おうとする場合にも、この大規模買付ルールは適用されます。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、強圧的な買付行為を行わないことを前提として、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、当社取締役会の意見を開示した後、または当社取締役会が一定の評価期間内に意見を開示しない場合には、同期間が経過した後に、大規模買付行為を開始していただくというものです。

(2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様が判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです（但し、下記項目に限られるものではありません）。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等

大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、60 日間（対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）をいただくものとし、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとしします。

なお、当社取締役会は経営陣の恣意的な判断に依存するものでないことを担保するため、当社社外監査役 3 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名からなる特別委員会を設置し、取締役会評価期間中、当社取締役会は、同委員会の助言、意見または勧告を最大限尊重しながら、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善

について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会の助言または意見を最大限尊重し、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、商法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含む）および当社定款が認めるものを行行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置として一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。また、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」という不利益を受けることがあります）。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合、たとえば、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、当社の経営を一時的

に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、 当社の経営を支配した後、当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、 いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為などの場合には、当社取締役会は、3.(1)に記載の具体的な対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、同委員会による発動の是非に関する勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および当社株主の皆様利益を守るために、当該対抗措置を発動することがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

前記 3.(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更または代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値または当社株主全体の利益を損なうか否かについて、当社取締役会が特別委員会の助言、意見または勧告を尊重し十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生ずる株主の皆様利益の権利の確定前であり、かつ株主の皆様利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

4. 株主・投資者に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となります。

したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資者の皆様が適切な投資判断を為すうえでの前提となるものであり、当社株主および

投資者の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記 3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資者の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、商法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありません。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する株式分割基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。

5. 大規模買付ルールおよび対応方針の見直し

本ルールおよび対応方針を決定した当社取締役会には、当社監査役 5 名全員が出席し、いずれの監査役も、本ルールおよび対応方針の具体的運用が適正に

行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べました。

本ルールおよび対応方針については、毎年定時株主総会後最初に開催される当社取締役会において、継続の可否について検討することとし、また、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、新会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本ルールおよび対応方針を変更もしくは廃止し、または新たな対応策等を導入することがあります。

なお、本ルール及び対応方針は、特段の事情のない限り、平成 19 年 6 月 30 日までを有効期限とします。

注 1：特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ ）特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）または（ ）特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができ

るものとしします。

注 3： 株券等とは、証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

以 上